

長崎市監査公表第 20 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 6 年 8 月 19 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸

令和6年度

監査報告

財務監査(工事監査)

〔前期〕

財 務 部
環 境 部
文 化 観 光 部
土 木 部
上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

財務部 (契約検査課、検査指導室)

環境部 (環境整備課)

文化観光部 (文化財課)

土木部 (土木建設課、土木防災課)

上下水道局事業部 (新浄水場整備室、水道建設課、給水課、浄水課、
下水道建設課、下水道施設課)

今回の監査は、令和5年3月から令和6年2月までに発注したもののうち、次の工事10件と業務委託4件を抽出した。

工事 (10件)

	件名	所管名
1	三京クリーンランド排水処理施設砂ろ過塔ほか整備工事	環境整備課
2	市道虹が丘町西町1号線仮橋設置工事	土木建設課
3	市道中川鳴滝3号線道路改良工事	土木建設課
4	都市基盤河川大井手川改修工事	土木防災課
5	元船町・出島町(径700耗)配水管推進工事	水道建設課
6	玉江橋水管橋補修工事	給水課
7	手熊浄水場中央監視制御設備ほか改良工事	浄水課
8	上小島2丁目内径500耗污水管更生工事	下水道建設課
9	長与町高田郷(2)内径200耗污水管布設工事	下水道建設課
10	東部下水処理場No.1汚泥脱水設備改築機械工事	下水道施設課

業務委託 (4件)

	件名	所管名
1	市内文化財3次元計測業務委託	文化財課
2	市道橋梁定期点検業務委託(石橋点検)	土木防災課
3	新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託	新浄水場整備室
4	磯道町(鹿尾橋)配水施設撤去詳細設計業務委託	水道建設課

第3 監査の期間

令和6年4月1日から令和6年8月8日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計画 事前協議及び諸手続
- (2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積算 積算基準の運用
- (4) 契約 契約手続
- (5) 施工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 官公庁等への届出、許可等及び事務手続きは書面により適切に行われているか
- (3) 工期や履行期間の設定は適切か
- (4) 現場の安全管理及び施工管理について、適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

指 摘 事 項

文化観光部

1 市内文化財 3次元計測業務委託

[文化財課]

- (1) 道路での測量作業を行う際に、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

土木部

1 市道虹が丘町西町 1号線仮橋設置工事

[土木建設課]

- (1) 高さ 6.75m以上の高所で作業を行う際に、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。

2 市道中川鳴滝 3号線道路改良工事

[土木建設課]

- (1) バックホウの運転手がバケット及び排土板を地上に下ろさず運転席を離れていた。また、バックホウによる作業を行う際に、作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。
- (2) 建設副産物の建設廃棄物処理委託契約を締結していなかった。法令遵守の指導を行われたい。

上下水道局事業部

1 元船町・出島町（径 700 耗）配水管推進工事

[水道建設課]

- (1) 道路交通法に基づく道路使用許可を受けずに、道路上で建設機械の積み降ろしや、着工前の測量作業を行っていた。法令遵守の指導を行われたい。